

中関支店コミュニティーホール利用のご案内
(～特にご注意いただきたい事項～)

項目	ご注意	備考
お申込方法	東山口信用金庫の本支店、または、総務部に利用申込書と申込ご本人または申込団体の代表者の方の本人確認書を添えてお申し込みください。	
お申込期限	お申込開始期限は、原則としてご利用日の3か月前からです。 (※ご利用期間予約は原則受付先着順です。)	
ご利用いただける日、および、ご利用いただける時間	利用いただける日は、中関支店の営業日です。 (利用は1日単位、最長連続利用期間は10営業日です。) 利用時間は9:00～17:00です。ただし、利用最終日の展示物等に搬出、後片付けは18:00までに完了させてください。	
料金	1日につき1,000円 (消費税別途) 利用期間に応じ、ご利用前営業日まで一括してお支払いいただきます。	
展示物等の搬出入	搬出入に関する作業は申込人がご利用時間内に行ってください。(搬出最終日の時間については上記のとおり) ご利用最終日の利用終了時に、中関支店の職員立会いのもと、搬出漏れ、ごみの処理状況等を確認してください。	※ごみ等の処分はお申込人の責任で行ってください。
展示物等の管理	お申込人の責任において管理してください。 ご利用期間中はお申込人の責任において、原則として立会人をお願いしてください。	
その他の注意事項	①作品の販売、入場料等を徴収する催事には利用できません。 ②飲食を伴う催事には原則として利用できません。 ③ホール内は禁煙です。 ④音響設備を伴う催事には原則として利用できません。 ⑤危険物の搬入は禁止いたします。 ⑥ホールの壁面等に穴をあけたり、釘やねじを使用したりすることはできません。 ⑦ホール内や付属設備への装飾、押しピン、テープ等の使用は中関支店職員の指示に従ってください。 ⑧催事の開催告知の掲示は原則お申込人でご用意ください。 ⑨その他規定に定めのない事項については中関支店の職員の指示に従ってください。	※ホール内の飲食や音響設備の使用については、中関支店の職員に申込時・ご利用前にご相談ください。

※ご利用にあたって特に重要な事項を「利用規定」より抜粋しております。

詳細は「利用規定」でご確認ください。

中関支店コミュニティーホール利用に関するお問合せ先：

東山口信用金庫 総務部 電話 0835-23-2324